

学校法人兵庫医科大学ささやま医療センター運営費補助金交付に関する条例の一部を改正する条例について

1 改正の趣旨

学校法人兵庫医科大学（以下「兵庫医大」）が、ささやま医療センター等の経営移譲に向け、医療法人社団紀洋会及び医療法人社団みどり会（以下「みどり会」）と個別に協議をされた結果、令和7年6月にみどり会と優先的に経営移譲の協議を行うことを決定されました。兵庫医大とみどり会の経営移譲に向けた協議の過程において、みどり会と兵庫医大学の両者から、ささやま医療センター等の土地、建物等を丹波篠山市が買い取り、それをみどり会へ貸借し、病院経営を行う方法の提案、要望があり、その実現に向け、継続して協議・交渉を行ってきました。

運営補助金については、経営移譲に向けた協議・交渉期間中であった令和7年8月以降は、その交付を保留としてきましたが、この度、経営移譲の協議・交渉が整う見込みとなったことを受け、補助対象期間を延長するものです。

なお、本条例は令和8年6月30日に失効します。

2 改正の概要

- (1) 補助対象期間をささやま医療センター等の経営が移譲されるまでの令和8年6月までとするよう第3条第2号を改正します。
- (2) 附則に令和8年6月30日限りで失効する旨の規定を加えます。

3 施行期日

公布の日